

新発田市市有施設等再生可能エネルギー導入可能性調査業務委託仕様書

1 委託業務の名称

新発田市市有施設等再生可能エネルギー導入可能性調査業務委託

2 業務の目的

本業務は、環境省補助事業「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」（以下「環境省補助金」という。）を活用し、市が所管する公共施設及び遊休地、未利用地等（以下「公共施設等」という。）への太陽光発電設備の導入を計画的かつ効率的に推進するため、公共施設等への太陽光発電設備の導入可能性調査を実施することを目的とする。

3 契約内容

- (1) 委託契約期間
契約締結日から令和5年1月25日（水）まで
- (2) 契約上限額
9,878,000円（消費税含む）

4 業務内容

- (1) 対象候補公共施設等の情報収集
対象候補公共施設等（100施設程度）について資料を収集し、施設名称、住所、施設内容、築年数、施設改修計画などを抽出・整理する。
- (2) 導入可能性の判断及び発電量の推計
抽出・整理した情報をもとに太陽光発電設備の導入可能性を公共施設等毎に判断する。そのうえで、導入検討が難しい公共施設等についてはその理由を記載すること。導入検討対象とする公共施設等については、施設図面、構造計算書、月別電力使用量、航空写真等の資料を収集し、導入可能箇所と規模を図面上に整理するとともに建築物については、屋根形状や傾き等、遊休地、未利用地等については、土地の面積、形状、周辺の状況等から、年間、月別、季節毎の時間別の発電量を推計する。
- (3) 電力消費量の推計
対象公共施設等について、電力消費量等の情報を収集し、電力消費量の月別・時間帯別の特性を整理する。なお、月別・時間帯別データが不足する公共施設等については、類似の公共施設等から類推する。
- (4) 太陽光発電設備導入計画の検討
導入検討対象とする公共施設等から太陽光発電設備の導入効果が高い公共施設等を最低20施設程度選出し、想定する太陽光発電の発電量と電力消費量等の結果と公共施設等の利用特性を踏まえて、公共施設等毎の再エネ最大限活用に向けた蓄電設備を含む設備構成を検討するとともに、概算事業費及び維持管理費を計上し、事業採算性を評価する。その際には、

現地確認により支障物件等の有無を確認し必要な対応があれば付記する。

また、公共施設等への太陽光発電設備導入に関する手法（自己所有、PPA、リース）毎にメリット・デメリットを整理する。なお、導入計画の検討にあたっては、対象公共施設等の個別計画等がある施設については、これを踏まえて導入時期についても検討すること。

5 報告書作成

上記調査結果を踏まえ、「新発田市市有施設等再生可能エネルギー導入可能性調査（仮称）」としてとりまとめること。

6 成果品

- (1) 新発田市市有施設等再生可能エネルギー導入可能性調査（仮称）
印刷物(A4版) 3部、電子データ一式
- (2) 業務に用いた参考資料
電子データ一式（当該部分の抜粋で可）

電子データの仕様については以下のとおりとする。

- (1) Microsoft社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
文章：Microsoft社 Word(ファイル形式は Word 2016)
計算表：Microsoft社 Excel(ファイル形式は Excel 2016)
- (3)、(2)による成果物に加え「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

7 補助事業採択前準備行為

本プロポーザルは、令和4年度環境省補助事業「地域脱炭素に向けた省エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の採択を前提に行う準備行為であり、本業務委託における事業採択がされた場合に、受託候補者として契約を行うものとする。(ただし、契約時点においても受託候補者がプロポーザル参加要件のすべての項目を満たしている必要があり、プロポーザル参加要件を一項目でも満たしていなかった場合は失格とする。この場合においては、受託候補次点位以下のプロポーザル参加要件をすべて満たす者と契約を行うものとする。)

なお、本業務委託における事業採択がされなかった場合には契約は行わないものとする。この場合、本プロポーザルに要したすべての費用について、新発田市に請求することができず、本プロポーザル参加者が負担するものとする。

8 その他

- (1) 本事業は、環境省補助金を利用して行うものであり、当該事業実施要領及び交付規程等に基づき実施すること。
- (2) 業務の遂行にあたり、適宜打合せ協議をすること。